

アルジェリア 鉱業政策の特質

あん どう かつ み
安 藤 勝 美

はしがき

I 鉱物資源の支配と国有化

1. 非炭化水素部門
2. 炭化水素部門

II 鉱業政策の特質

1. 経済政策的意義
2. 鉱業国有化の性格

む す び

は し が き

アルジェリアの鉱業政策は、独立の4年後に行なわれた鉱山国有化(1966年5月)以後、外国企業の国有化政策を軸とした自主開発政策として特色づけられている。石油・天然ガス(総称して炭化水素—Hydrocarbure と呼ばれる)部門と他の鉱物(鉄、非鉄金属)部門では、国有化の進度に相違があり、また開発の形態も違っているが、鉱物資源のアルジェリア化と、自主開発という基本方針には変わりがない。

自国の天然資源に対して主権を設定するという動きは、国際連合における「天然資源に対する永久的主権」委員会における決議にもみられるように、国家の権利として行使されており、アフリカにおいてもザンビアのイギリス系銅開発会社の国有化(1969年8月11日)、コンゴ(キンシャサ)におけるベルギー系のユニオン・ミニエール社の国有化(1967年1月1日)等、よくみられる動きである。

アルジェリアにおいても、独立後(1962年)にコロンの土地や諸企業、銀行等の国有化が行なわれ、鉱業の国有化もその一環として行なわれてきてい

る。しかも、これらの国有化は一時的な政策として行なわれたものではなく、独立後の政治的、経済的な要因が国有化の直接的動機とはなかったが、その背後にはアルジェリアの社会主義化という基本方針がある。国有化は独立前に作成されたトリポリ綱領が規定するように社会主義化の手段として予定された政策である。

アルジェリアの広範囲な部門にわたる国有化のなかで、本稿は鉱業の国有化を主題としているが、鉱業国有化を研究する視点は、この流れの中でとらえる必要がある。またここで特に鉱業に重点を置くのは、本来農業国であるアルジェリアにおいて、独立後は炭化水素部門を中心とした鉱業部門が経済的に大きな比重を占めてきている理由による^(註1)。

アルジェリアの鉱業政策はまず鉱業の国有化が原点となっているので、本稿はそれを論題として次のような構成の下に考察したい。

まずアルジェリアの鉱産物(非炭化水素部門、炭化水素部門)が今日どのように支配され開発されているかを述べ、次に各部門の国有化の歩みと動機を明らかにする。

次いで、この鉱業国有化政策を、経済政策的観点から考察し、さらに他の国の国有化と比較してその性格を明らかにし、最後に鉱業国有化政策の理念をアルジェリア社会主義の中にとらえてみたいと思う。

また、本稿はアルジェリアの鉱業国有化政策の

考察を目的としているが、同時にそれは、国民国家形成の過程で、物質的基盤の整備がどのような政策に基づいて行なわれるかということをはっきりとすること、すなわちアフリカナイゼーションの実態を知ることであり、さらに、国際的商品として国際政治、経済の一つの変動要因である鉱物資源に対して、産地国がどのような政策に基づいて支配を強化し、国際社会と対応してくるかを明らかにすることである。

(注1) 1954年には国内総生産のうち農業部門が圧倒的で、穀類25%、ブドウ酒25%、果実類10%、木材4%、畜産25%で計89%、その他の工業部門が11%であった。それが65年には国内総生産額でいうと、農業15%、石油16.2%、工業・鉱業・エネルギー13.1%、建築・土木6%、商業36%、その他となっている。*Europe France Outremer*, No. 456 (Jan. 1968), p. 61.

I 鉱物資源の支配と国有化

1950年代に石油が発見されるまでは、アルジェリアは鉱物資源の乏しい国と考えられていた。燐鉱石と鉄鉱石はチュニジア国境近くで開発されており、かなりの量を産出する。しかし他の鉱物資源は全国に散在していて規模は小さい。石炭の埋蔵量も少なくアルジェリアの工業化の障害となっていたが、現在はサハラ石油が豊富に産出され重要なエネルギー源となっている。

アルジェリアの鉱物資源の中において、とりわけ石油と天然ガスは、エネルギー源として不足する石炭の代替物となり、原料としては石油化学工業の基礎をつくり、そして外国貿易上は輸出商品としてアルジェリアの消費材、資材の輸入額の大部分をまかなっており、炭化水素からあがる税収、利権料、収益等の財源は、経済的、社会的発展のための資金となる。またこれらの資源の開発

は関連産業を発展させ、雇用と技術習得の機会を与える。最後に、この部門におけるフランスの財政的、政治的利害関係は、アルジェリアにとって独立交渉の際の利点として作用したが、今日でもフランスからの財政援助をうける誘因として作用している。アルジェリアは、これらの点から考えても炭化水素部門に政策の重点を置いていることは理解できるであろう。

次に鉱業部門を含めた工業部門と農業部門との関係についてであるが、本来アルジェリアは工業部門より農業部門を優先させている。しかしトリポリ綱領は近代的農業の発展のために基礎工業の長期開発計画を連関させており、特に石油と製鉄に重点をおいている。また、炭化水素を含めて鉱業部門の開発は、膨大な資本投下のわりには雇用者が少なく、アルジェリアの大きな社会問題となっている失業者の解決にはならない。人口の7割が農業に依存しているアルジェリアでは農業部門の開発は安定した経済成長のためとこの失業者の雇用のために重要であり、これに対して鉱業部門は国家の財源として経済開発の資金を供給する役割をもっている。

鉱業部門はアルジェリア経済にとってこのような役割を果たしているが、この鉱業部門の中でも炭化水素部門と非炭化水素部門とは異なった役割をもっている。それは先に述べた資源量の相違と経済的役割の相違による。しかしこの相違は炭化水素部門が重要であるからといって必ずしもこの部門を国家のみが独占的に開発していることを意味しない。両部門における国有化の行なわれた範囲は非炭化水素部門が広範である。これは、炭化水素の開発のためには多額の資本を要し、この資本と製品の市場を外国に求めざるをえないためといえよう。

次にこの二つの部門に対して、アルジェリア国家がどのようにその主権を設定してきたか、すなわち国有化を行なってきたかを述べるとしよう。同時にそれぞれの部門の開発の態様と、国有化を促した要因についても概観しておこう。

1. 非炭化水素部門

(1) 開発と管理

鉱物は鉄、非鉄金属を含めてあまり種類も量も多くない。鉄、燐鉱石、石炭、鉛、亜鉛、黄鉄鉱、銅鉱、アンチモン、タングステン、マンガン鉱、岩塩、鉱水等が産出されているが、1880年代に開始された鉄の採掘をはじめとしてほとんど植民地時代から開発されてきている。この部門が、国民生産額に占める比率は石油に比してかなり低い(1965年には石油部門は全体の16.2%、工業、鉱業、エネルギー部門13.1%)。しかし生産量は注の表(14ページ)にみるようにしだいに上昇してきている^(註1)。

これらの鉱山はフランス人によって開発・経営されてきたが、独立戦争の際遺棄された鉱山は1963年3月の法令によってアルジェリア人労働者によって自主管理され、ついで1966年5月に国有化されている。フランス時代はBAREM (Bureau Algérien de Recherches et d'Exploitation) が鉱業行政にあっていたが、1966年の国有化後はSONAREM (Société Nationale de Recherches et d'Exploitation Minières) と改称され(1967年5月11日)、国有化したすべての鉱山を吸収して開発を行なっている。したがってこの機関はアルジェリア鉱業開発の中心機関となっている。

他方鉱業行政は工業・エネルギー省が行なうが、SONAREMはその管轄下にあり法人格と財政自治権を与えられている。目的は、(1)炭化水素を除いた地下資源の調査と開発を推進し、(2)採掘した鉱石や製品を国内外に販売すること、(3)国家より

委託された業務をSONAREMの名の下に管理し、(4)会社の設立あるいは権利関係の買入れなどを通じて、上記の目的に関連する工業、財政、商業、動産、不動産のすべての分野において管理を行なう、ことである。

SONAREMは探査から販売まで行なう国家機関としてアルジェリアの国有化された地下資源の開発にあたっているが、この部門でSONAREMの管轄には入っているが国有化の対象とならなかった会社がある。それはSociété du Djebel Onkというオンク鉱山の燐鉱石を開発する会社であり、SONAREMはその株の大半を所有しているが1966年の5月の鉱山国有化令の場合には国有化されなかった。次にSONAREMと別個のものとして第1はSociété Nationale des Eaux Minérales Algériennes (EMA)があるが、これはSONAREMとは別に鉱水の開発を行なっている政府機関である。第2に、SERELとその子会社(Cecalgie)があり、前者は西部アルジェリアで羊毛漂白用の粘土を採掘し、後者はMostaganem, Marniaの両工場においてこの粘土を使用している^(註2)。

SONAREMはこれら以外の多くの鉱物を管理しているが、次にこの鉱物支配がどのようにして現在の状態になったかを知るために、国有化の実態とそれを促した要因をみてみよう。

(2) 国有化の歩みとその要因

1966年5月6日^(註3)ブーメディエンは大要次のような鉱山国有化令を公布した。

「アルジェリアの工業化はわれわれがすでに参加している遠大な計画である。しかも多大の努力を要し、また重大な手段を必要とする。

工業化への努力は、第1にわれわれの1次産品、特に鉱物資源の開発に依存している。

その工業化を成功させるために、アルジェリア

政府は鉱山の国有化を決定する。

アルジェリアはまた天然の富を所有し、また完全な主権の下に管理し開発する」

この法令に続いて工業・エネルギー大臣 Belaid Abdesselam は、政府の本質的目的はわれわれの富を国民に役だて、また労働者の生活水準を改善するためである、との声明を出している。

同月7日、アルジェリア政府はこの法令に基づいておもにフランス系の11の鉱山を国有化した。

- (1) アンナバ地方の Ouenza-Bouk hadra の鉄・銅山。この鉱山は Société de l'Ouenza によって開発され、アルジェリアの鉄の85%を産する。
- (2) EL Abed の鉛と亜鉛鉱山。
- (3) Ouarsenis の鉛と亜鉛鉱山(年間1万2000トン)と Hammam N'Baila 鉱山。これらはベルギー系の Société des mines et fonderies de zinc de la Vieille Montagne の所有であった。
- (4) Sidi Kamber 鉱山。Penarroya 社が鉛(3700トン、1964年)、亜鉛(4000トン)、銅(凝縮したもの3900トン)を産出していた。
- (5) Gara Djebilet 鉄鉱山。サハラ西部にあって、B. R. G. M. の子会社、Société d'études et de réalisations minières (SERMI) の開発によるもの。
- (6) Khangal el Mouhad と Rivet el Maden にある鉄鉱山。
- (7) 最後に Ain ben Merouam, Oued Zaunder および Ain Barbar の各銅鉱山。

これら11の会社が国有化されたが、注意すべきことはこの国有化は炭化水素を対象としておらず、また先に述べたように Djebel Onk の燐鉱石

は国有化でなく政府がその会社の株の多くを持っているものである。またこれら国有化された鉱山はただちに BAREM (1年後 SONAREM と改称) の管轄下にはいった。

1966年5月8日^(注4)プーメディエンはラジオとテレビでこの国有化を発表したが、「この目的は工業化政策を推進するためであり、これらの手段は経済の自主化を進めるにあたっての重要な第一歩である。また社会主義の建設とわれわれの独立を強化するという目的のために、われわれが勝ちとった新しい第一歩である」と述べている。

さらに6月19日に次のように述べている。「なお、アンナバのコンビナートのような重工業の建設は一つの必要事である。この重工業は種々の決定によって強化されなければならない。そしてわれわれに課された決定の一つは鉱山の国有化であった。政府および革命委員会が鉱山の国有化を決定し、これらの天然の資源をその真実の所有者すなわちアルジェリア人民に返還することを決定したのは、まさにこの意味においてである」^(注5)と。

次におもな鉱産物との国有化の関係を述べよう。

〔鉄〕 1966年12月、開発権 (concession) 数は26件あったが実際開発されていたのは4件であり、これらは国有化法令の出る前にすでに BAREM の監督下にあった。国有化されたのは当時遺棄されて操業されていなかったものである。鉄鉱山としては Ouenza—Boukhadra 鉱山が全体の85%を産出していた。同鉱山は1966年5月に国有化された。

〔燐鉱石〕 アルジェリアの鉱業にとって燐鉱石はすこぶる有望な資源となっている。これは Djebel Onk の鉱山が1967年より操業を開始したためである。燐鉱石は1966年の国有化の対象とならず1967年5月19日の法令によって SONAREM は Société

du Djebel Onk の株の50%を所有することとなり、さらに同年末66.6%の株を所有することとなった。また他の鉱山 EL-Kouif は国有化令が出た当時すでに BAREM の管轄下にはいていた。

〔石炭〕 石炭は1966年の国有化の処置によって何ら変更をうけず、すでに Kenadza (Saoura) 鉱山は、BAREM の監督の下にある Huillères du Sud Oranais が開発することによって継続されていた^(注6)。

〔鉱水〕 これはフランス資本の鉱泉水開発会社によって開発されていたが、その後1967年9月18日になってアルジェリア国営鉱泉水開発会社がそれを買収している。

このように鉱産物は一部を除いては国有化令以後ほとんどアルジェリア政府の所有するところとなっている。

最後に、国有化の動機は、ブーメディエンの言うように工業化の推進のために行なわれたが、さらに直接的動機と思われる点と国内外の反響を述べてみよう。まずこの動機について外国の報道は「この国有化は、左派勢力の中核であるアルジェリアの労働組合に対してとった政府の迎合策であり、また当時アルジェリアは自国産のぶどうの販売についてフランスと交渉中であつたが、アルジェリアの地位を強めるためにとられた措置である」と評している。この国内的、国外的要件は互いに関連しており直接的な動機になつたと考えられる。さらに、「独立後のアルジェリアは、しだいにアラブ社会主義によって鼓吹された民衆の要求に応え、また過去の外国干渉の後遺症を取り去らねばならない状態にあつた。5月8日にとられた措置はこの二つの要求を完全に満足させる」^(注7)のものであつたと考えられる。

他方国内の反響として、5月10日のアルジェリ

アの新聞、El Moujahid は、もし人民がその富の主人であるなら、それにふさわしい生活があることを知らねばならないと述べ、建設中の製鉄工場が外国の独占資本によって作られている矛盾をつき、さらに1945年に行なわれたフランスの鉱山の国有化とアルジェリアの国有化を大胆に比較している。さらに鉱業部門が外国資本に支配されているのは、工業化のための加速度的要因ともならず、またその収益は十分に国家の利益とならないことを指摘している^(注8)。

またアルジェリア労働総同盟の書記長であるM. Mouloud Oumeziane は、この措置を歓迎し、「政治的、経済的、社会的な三重の計画に基本的な重要性を与えるもので、……社会主義社会の建設は工業化なしでは実現されないものであり、その重要な要素はわれわれ自身の第1次産品を所有することである……国有化はこの矛盾したあり方に終止符をうつものである」^(注9)と評価している。

このブーメディエンがとった鉱山国有化の措置は国内では好評をほくしたが、一方フランスにおいては当然のことながら抵抗があつた。そして、国有化された Ouenza 鉱山の社長 Genebrier はこの決定は明らかに、また完全にエビアン協定に違反していると非難した^(注10)。

エビアン協定は、アルジェリアが独立するに際して両者の経済的、政治的取決めをしたもので(1962年3月)、その中で国有化は事前に両者の補償問題が解決されてからのち行なわれることを定めている。しかし、この規定はコロンの土地を国有化した当時もすでに無視されていた。今回の鉱山の国有化にあたつても同様であつたが、その後、補償について次のような提示があつた。すなわち、同年5月14日、工業・エネルギー省における政府と企業代表との会合において、アルジェリア鉱業労

働者会議所の議長 M. Aulard は、完全補償を原則とすることを確認している。補償問題については幾多の問題があるが、無補償の没収でなかったことを述べておきたい。

2. 炭化水素部門

(1) 石油政策の変化

アルジェリアにおける石油探査は20世紀のはじめより行なわれた。最初はアトラス山系を中心として行なわれたが、1949年 Oued Gueterim 油田が発見されただけであった。その後、南部のアルガール地方を探査することによって、1956年以降には有望な油田がつぎつぎと発見されてきた。

フランスはこの石油開発をフランス経済開発の一つのテコとして、膨大な資金をつぎこんだが、この資金はフランスにおける石油諸税の大部分と石油証券の発行による収入、さらに世銀などの金融機関からの借入であった。

多大な資本支出と輸送(油田は海岸より数百キロの奥地にあるため中近東の石油に比して輸送費が高い)によるコスト高なアルジェリアの石油は、フランス国内では準国産として優遇され保護された。

他方フランスの独占化に対抗して、英米等の石油会社もアルジェリアへの進出をはかったが、アルジェリアで外国会社が探鉱開発権をうるためには、フランス系の会社と共同出資の形をとる必要があった。もっともフランスにとっても国際カルテルとの協調なくしては、アルジェリアの石油の販路を外国に見い出すことがむずかしい理由にもよった。

このような時期にサハラ石油法が制定され(1958年)、これに従ってアルジェリアの石油開発が進められていたが、この石油法はエビアン協定(1962年3月)、アルジェリアーフランス石油協定(1965年)とともに今日でも重要な法令となっている。この

サハラ石油法は実質利益の折半方式を定めており、エビアン協定はこの原則を固定化した。この折半方式のあり方は1965年の石油協定改定交渉の一つの動機となったものである。

アルジェリアの石油政策を歴史的に述べるにはこれらの法令についてその要点を説明しておく必要があるが、すでにいろいろの論文が出ているので、ここでは簡単に紹介しておくことにしよう(注11)。

サハラ石油法は1958年11月14日に公布された三つの法令(Ordonnance No. 58—1111)を中心とし、さらにいくつかの付属法令によって補足されているものであるが、基本法令は Ordonnance No. 58—1111 du 22 novembre 1958 relative à la recherche, à l'exploitation, au transport par canalisations des hydrocarbures et au regime fiscal de ces activités dans les département des Oasis et de la Saoura であり、オアシスとサハラ地区の石油開発を目的としている。その63条第1項は、会社は全生産額の12.5% (石油)、5% (ガス) の鉱区使用料 (Royalty) を払うことを定めている。さらにこの残額から減価消却費や諸経費を差し引いた額が課税しうる利益(64条)となるが、さらに65条において、課税しうる利益から使用料を差し引き、残りの額に対して50%の直接税がかけられることになっている。この直接税の50%というのが中東諸国において折半主義(フィフティ・フィフティ)の原則として認められているものであるが、同じ折半主義でもサハラの場合は鉱区使用料を純益から差し引いた分に対する折半主義であるため、会社側に有利となっている(注12)。

またこの法令は中東と比較して、産油国政府よりも会社に有利な利権条件を定めていることに特色があった。

その後両国の間に和平交渉が開始されたが、その議題の一つはこのサハラに対する主権問題と石油および天然ガス開発の問題であった。ドゴールはこの交渉の間に、サハラ隣接諸国、とくにフランス領サハラ地域に対して領土的要求をもっている国々に働きかけ、サハラの共同開発とそれらの国々に財政的援助を与えることを条件に、これらの国とアルジェリアの分離をはかろうとしたが、GPRA（アルジェリア臨時政府）の外交的反撃のため失敗に終わった。交渉はこのサハラの主権問題（フランスはこの問題を討議事項からはずすことに固執した）などで一時中断したが、その後1962年3月エビアン協定として成立し、サハラ問題に一応の決論をえた。

すなわちこのエビアン協定の中の石油協定 (Déclaration de principes sur la coopération pour la mise en valeur des richesses du sous-sol du Sahara) によれば、(1) サハラはアルジェリアの主権の下に、フランスと共同して開発されることとなり(前文)、(2) 探査、開発および輸送の資格を与えられた会社はサハラ石油法とこのエビアン協定に従うこととなった(第1条)。そのほか、アルジェリアの天然資源開発は両国同数の役員で構成する「サハラ技術協力機関 (Organisme Technique franco-algerien)」の認可のもとに行なわれること(第13条)、鉱業関係立法はアルジェリアの権限に属するがフランスの権益は尊重されること、サハラにおけるフランスの既得石油探掘権はそのままとすることが規定された。

この協定が成立したのちアルジェリアは独立し(1962年7月3日)、その後同年8月28日、この協定の石油に関するいくつかの付属法が出された。主として両国の開発協力に関するものである。

その後1964年1月10日の官報は1963年12月31日

付けの法令を公布して SONATRACH (Société Nationale pour la Recherche, la Production, la Transport, la Transformation et la Commercialisation des Hydrocarbures) を創設した。これは SONAREM と同じ法人格を持っているが、アルジェリアの石油開発の中心機関として作られたものである。同社は SONAREM と同じく工業・エネルギー省の管轄下にある。

一方フランスとの協力はサハラ技術協力機関 (Organisation) を通して行なわれるが、この機関は独立の法人格と財政自治権を有し、サハラ資源の合理的開発を行なう資格をもっている。

しかしこの協定は、既存の諸会社の既得権を認めていることと、利権条件がサハラ石油法に基づいているため、アルジェリア側に不利であった。アルジェリアがこの協定の改定を申し込むのは時間の問題とされた。実際に改定されたのはベンベラ時代に続くブーメディエンの時代で、その結果がアルジェリア-フランス石油協定 (Accord entre la République Algérienne Démocratique et Populaire et la République Française) である(1965年7月29日アルジェにおいて両国の署名が行なわれた)。

この協定は、(1) 税制を中東の産油国なみにすること、すなわち、(イ) 価格低落によるアルジェリア側の収入減少を防止し、(ロ) アルジェリア側の利潤配分率を従来の50%から1967年までに53%、1968年54%、1969年以降は55%に引き上げる。(2) アルジェリア石油全生産の20%以上を占めている SN-REPAL のアルジェリア側の株式保有率を50%として、フランスと対等のものとする。(3) ガスについては、法的ならびに税制の面では原則的な変更はないが、各会社はアルジェリアが希望する数量のガスを生産地において売却しなくてはならない。(4) 両国はそれぞれの政府が出資して別個の会

社を作り、共同で事業を行なう。その地域は共同地帯と呼ばれ、両社の協同連合体 (ASCOP) がこの地帯の探鉱、採油の独占権をもつこととなった。

今回の新協定により、アルジェリアは開発の全段階に参加することとなり石油の発掘、輸送者となることができた。しかしこの協定によっても、各権利会社の活動は原則的に従来と変わりなく、いぜんサハラ石油法とエビアン協定が適用されていて、アルジェリア石油政策は次の段階に向かわざるをえなかった。

(2) 国有化の歩み

すなわちブーメディエンの政策は左派勢力の抵抗のなかで急進的政策をとらざるをえなくなり、石油部門の国有化にまで進んでくることとなった。まず1967年1月30日、アルジェリアは Société Britanniques de Distribution de Carburants (英国系石油会社) の株のいっさいを SONATRACH に吸収した。つづいて6月6日、モビル・オイル、エッソ、シンクレア、フィリップス、エル・パソ・ウーロップ・アフリック、アルジェリア・エル・パリ社、モビール・サハラ社、モビール・プロダクティング・サハラ社、北阿モビール社、ニュー・モント社を国家の管理下においた。これによって対英米外交関係は断絶した。同時にオランダのシェル・アルジェリー、アルジェリア石油会社を国有化した。

さらに8月29日、アルジェに本社のあるアメリカのエッソ・スタンダード・アルジェリー社、ジュネーブに本社のあるサハラ・エッソ社、アルジェに本社のあるアフリカ・モビル社、ならびにパリに本社のあるフランス・モビル・オイル社の在アルジェリア資産を国有化した。

さらに1968年5月14日、アルジェリア国内で石

油、ガスの配給をやっているすべての外国会社を国有化した。すなわちアルジェリア・トタル、アルジェリア・シェル、アルジェリア・ベリクル、フランス・ペール精油会社、アルジェリア・モリ石油会社、アルジェロナフト、地中海燃料社、ブタガス社、プリマガス社、ラファイガス社で、SONATRACH が、それらの石油、ガスの販売を代わって行なうこととなった。また同年8月2日、バレル・アフリック社も吸収された。さらにフランスのトータル・アルジェリア鉱物油会社は11月7日に、アルジェ精油所の株を SONATRACH に譲渡している。これによって SONATRACH は2年前にはアルジェ精油所の株を10%しか持っていなかったが、1967年の英国石油、同年の中東戦争の際のエッソ、モビールからの買上げ分を含めて全体の56%の株を所有することとなった。なお残りの44%のうち、ロイヤル・ダッチ・シェル社が24%、フランス・アルジェ石油社が20%所有している。

この一連の国有化のなかで、とくに1967年8月のエッソとモビール社の国有化は世界の注目をひいたものである。

エッソ系は Esso-Standard Algeria (本社を Alger におく)、Esso-Africa (Geneve)、Esso-Saharan (Paris)、モビール系は North African Mobil Oil (Alger)、French Mobil Oil (Paris) であり、エッソ系はすべての財産、株、諸権利、利権を国有化され、モビール系は精製・販売活動のすべての部門を国有化された^(注13) (両社とも補償されることが確認されている)。

この国有化を、アルジェリアの新聞 El Moujahid は主として政治的理由によるものとして次のように述べている。アラブ・イスラエル戦争は、この両者の石油に対する独占的立場をあらためて

思い出せたが、両者はアルジェリアの独立を決して認めようとせず、むしろその社会主義的進行を阻止しようとしていたと非難している(註14)。

さらに同紙は次のような非難を続けている。両社は、第1に、石油の調査、投資開発に積極的でなく、この態度は長期的にみてアルジェリア国家の経済的利益を損なうこと、第2に、エッソが低価格で石油を売っているため、SONATRACHはこの販売分野にはいっていくことを妨害されていること、第3に、両社ともアルジェリア人を幹部に採用していないこと、などを理由としている(註15)。

国有化の結果、両社のすべての資産は SONATRACH に吸収された。そのためエッソ系とモービル系のガソリン・スタンド(それぞれ200カ所と170カ所)がSONATRACHの所有となった。

国有化によって、SONATRACH はしだいにアルジェリアの石油に対する支配を強めている。そして国有化政策はこのSONATRACHの強化政策であるともいえよう。

SONATRACH はアルジェリア市場でのシェア拡大を目標としており、将来アルジェ製油所の所有原油の全量を供給することになっており、外国会社はその生産量の全量を輸出するよう指示されている。

両者の国有化は、アラブ・イスラエル戦争におけるアメリカの態度に抗議するためとされているが、しかしすべてのアメリカ系会社が国有化されたわけではない。(1967年6月に英米系の会社は国家の管理化——国有化ではない——にはいつている。)

またこのエッソ、モービル系会社の国有化の直接の動機は、アルジェリア政府が他のアラブ諸国に対して反アメリカ的態度を宣伝する必要があったためと言われているが、実はアメリカ系各社とアルジェリア政府間の離反傾向はイスラエルとア

ラブの戦争以前にはじまっていて、たとえば精製料率と製品価格に関しては1年来対立があったもので(註16)、これだけが理由ではなかった。

この措置によって、アルジェリアの製油所に利権を持つのはシェルとトータルだけとなった。

炭化水素部門における国有化は、このように主として英米系の会社を対象として行っており、その動機は複雑である。

(3) 新しい石油政策

国有化政策は基本的な政策と考えられるが、しかしこれのみがすべてではなく、同時に次のような政策がとられていて、この中にむしろ新しい石油政策を見い出すことができる。

それは石油輸出価格の引上げ、アメリカ系石油会社との協力や資本導入(1967年までは1億2000万ドル導入されていた)、SONATRACH とテキサス資本との協同による採掘会社 ALFOR の設立などがあり、石油会社の国有化とは異なった方針が出されている。この中でとりわけ新しい政策と考えられるのはアメリカのGETTY社との協定であるので、少しくその内容を述べておこう。アルジェリアは、アラブ・イスラエル戦争の過程において国家管理に移していたアメリカ社の一つであるGETTY石油会社(Veedol 石油会社グループ)との間に、石油の調査と生産についての注目すべき協定を結んだ(1968年10月19日)。この協定は今後の外国会社との協定の基準となるものであり、またアルジェリアの新しい石油政策を示している。両社(SONATRACHとGETTY)の協定は、(1)前者が51%、後者が49%の出資で「連合体」を作ること、(2)GETTY社は、アルズウにおけるFOB価格を1バレル当たり2.65ドル、ブージーにおけるFOB価格を2.635ドル、ラ・スキクラにおけるFOB価格を2.595ドルとする(先の石油輸出価格引上げの措置

は、1バレル当たりの価格を2ドル以上とするものであった)、(3) GETTY社は1万1500平方キロの調査許可区域を与えられる、(4) GETTY社は1968年度は利益に対して54%、1969年以降は55%の税を課せられる、(5)連合体によって天然ガス層が発見された場合は、GETTY社は一切の権利をアルジェリア側に与える、(6)GETTY社は取引高の75%をアルジェリアに再投資する、ことなどを定めた。

この協定に定められた諸基準は今後、フランスをはじめとする各社と結ばれる協定の基礎とされるであろう。この点で注目すべき協定であり、新しい政策といえる。とりわけ「協団体」(Association)という組織は、アルジェリアですでに事業を行なっている外国会社や今後操業を希望する外国会社に対して新しい協力形態を示している^(註17)。

(4) 炭化水素の支配形態

この部門においても国有化によってかなりの部分が、アルジェリア国家の直接の管理下にはいった。しかしSONATRACHを中心として、探査から販売にいたる部門での同国政府のもつシェアはまだまだ限られている。次にその開発の形態を述べておこう。

まずSONATRACHの活動について述べると、同社は、炭化水素の探査から販売までの各分野に参加することを目的とし、自主的な開発とともにフランス政府やアメリカのGETTY社との間に「連合体」を創設して、協同して開発を行なうものである。

同社は直接参加方式をとり、外国の開発権を、その集中主義の範囲内で認めている。

さらに同社はその領域を明確にし、石油製品と、その副産物のアルジェリア国内での販売を独占化しようとし、また外国会社の既得権を尊重するが調査、開発、生産、輸送、商品化を段階化し、そ

れぞれの分野において効果的立場、すなわちSONATRACHは、(1)完全支配、(2)株の大半を占める、(3)参加するなどの政策をとる。

完全に支配している(同社のみで行なっているのは)のは、後にも述べるがHassi Messaoud-Arzewの油送管事業と、穿孔用具を作るSociété Varelである。

直接、間接に企業の主導権(株の50%以上)をもっているのは、S. R. A. Raffinerie d'Alger (56%)、ALCEO (51%)、ALFOR (51%)、ALTRA (51%)、GETTYとの協団体(51%)、ALCORE、ALFLUID (ともに51%)であり、50%の場合はASCOOP、S. N. REPAL、SOMALGAZなどである。

たんに参加する会社はSOPEG (25%)、CAMEL (26%)などである。

現在、探査、開発部門、輸送部門、商品化部門(外国への輸出)の各部門においてSONATRACHはしだいにその活動範囲を拡張しているか、まだ多くの部分は外国会社に開発されている。国有化政策の行なわれた前後の開発の割合をみてみると次のようなものである。

アルジェリアの原油生産は1967年には69億バレルで、同年の世界生産量の1.7%を占めていたが、おもな産油会社とその生産量比率は(1967年)、Compagnie de Recherches et d'Exploitation du Pétrole au Sahara (CREPS) 24.6%、Société Nationale de Recherche et d'Exploration des Petroles en Algérie (SNREPAL) 23.9%、Compagnie Française des Petroles (Algerie) (CFPA) 19.8%その他であり、産油される鉱区とその開発会社および1966年の生産比は、Hassi Messaoud (CFPA, SNREPAL) 45%、Zarzaitine (CREPS) 11%、Rhourde el Baguel (Compagnie Pétrolière Saharienne de Sinclair) 10%、Gassi Touil (Com-

pagnie des Pétroles France-Afriques-CODEFA, Compagnie des Pétroles d'Algérie-CPA) 10% となっている(注18)。

1968年には4300万トンの石油生産のうち SONATRACH は580万トンの商品化したが、SOFREPAL は490万トン、C. F. P (A) は1000万トン、CREPS は830万トンであり(注19)、まだ一部分の割合にしからずない。

最後に現在の炭化水素部門の行政系統を略述しておこう。SONATRACH は、工業・エネルギー省の監督の下にあって、直接には炭化水素、鉱山、エネルギー最高委員会が管理し、さらに財政的には、財政・計画省に監督される。SONATRACH は、探査部門では ASCOOP の株の50%、生産部門では Hassi R'Mel (25%)、Hassi-Messaoud (25%) Haoud-Berkaoui (50%)、ASCOOP (50%)、運輸部門では Oléoduc Haoud-El-Hamra Arzeu (100%)、Oléoduc SOPEG: Haoud-El-Hamra/Bougie (25%)、Gazoduc SOTHRA: Hassi-R'Mel/Arzeu (51.25%)、ガス門部では Liquéfaction d'Arzeu CAMEL (30%)、サービス部門では穿孔の ALFOR (51%)、地質調査の ALGEO (51%)、SAG (51%) となっている。

このほか、工業・エネルギー省が直接に管轄するものとして、次の4形態がある。第1はアルジェリア政府が参加するもので(実際上SONATRACH)、SNREPAL (Hassi-Messaoud) (50%)、SOPEG (25%)、SOTHRA (51.25%)、SEHR (25%)、CAMEL (30%)、第2はフランス系のもので、SOPEFAL、CREPS、CFP (A)、COPEFA、EVRAFREP、SNPA 等の会社があり、第3は独立系で SINCLAIR、PHILIPS、ELPASO 等、第4に国際カルテル系の SHELL、BP などがある。

今まで主として、石油を中心として述べてきた

が、天然ガスも SONATRACH が中心となって開発しており、その他 SNREPAL、SEHPL (Société d'Exploitation) なども開発にあっている。天然ガスは、アルジェリア政府の必要に応じて買い入れ、利用することができ、石油以上に政府の支配力が強い。また石油以上に有望視されている資源であるが、本格的な開発はこれからとされている。しかし政府の基本的な政策は石油と同じものといえよう。

(注1)

石油生産量の変化

| | |
|-------|--------------|
| 1961年 | 15,700,000トン |
| 62 | 20,700,000 |
| 63 | 23,600,000 |
| 64 | 26,500,000 |
| 65 | 26,200,000 |
| 66 | 33,800,000 |
| 67 | 39,000,000 |
| 68 | 43,000,000 |

(出所) *Marchés tropicaux et méditerranéens* (14 juin 1969), p. 1667.

鉱物生産量 (単位: 1000トン)

| | 1963年 | 64年 | 65年 | 66年 | 67年 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鉄 | 1,976 | 2,746 | 3,147 | 1,764 | 2,467 |
| 銅 | 348 | 73 | 86 | 94 | 198 |
| 鋅 | 56 | 59 | 57 | 25 | 13 |
| 鉛 | 38 | 46 | 45 | 45 | 15 |

(出所) FIU, *Quarterly Economic Reviews, Annual Supplement*, 1969 p. 8.

(注2) *Marché tropicaux et méditerranéens* (14 juin 1969), p. 1675.

(注3) この国有化は、6日付けの官報に記載されたが発表されたのは7日である。

(注4) ラジオ、テレビによる5月8日の国有化宣言の日は、1945年5月8日のコンスタンチヌスの虐殺事件の日を記念して行なわれたものである。第2次大戦の戦勝記念日にコンスタンチヌス県のセティブで、「連合軍の勝利万才」のプラカードを持ったアルジェリア人の行列にフランス人の私服警官が発砲したことから端を発し大乱闘となった。フランスは民族運動を弾圧する好機として徹底的に殺りくを行ない、4万人の犠牲を出した事件。全世界の人にとって戦利の日であったが、アルジェリアにとっては最大の悲しみの日として記憶されている。

(注5) BARME, *Un an après les Nationalisations* (Algér, 1966) による。

(注6) Direction des mines et de la Géologie, *Rapport sur l'Industrie minière* (Algér, 1966) による。

(注7) “La nationalisation des mines conforme la ligne politiques algérienne,” *Marché Tropical et méditerranéens* (21 mai 1966), p. 1461.

(注8) “La nationalisation des mines……,” p. 1461.

(注9) “La nationalisation des mines……,” p. 1462.

(注10) “Le gouvernement algérie nationalise les mines étrangers,” *Marché Tropical et méditerranéens* (14 mai 1966), p. 1413.

(注11) たとえば北アフリカ石油研究委員会編『北アフリカにおける石油問題』(アジア経済研究所, 1964年)。

(注12) 北アフリカ石油研究委員会編, 94~95ページ。

(注13) Esso-Saharian は探鉱をする会社だが, すでに利権を手離していた。他の会社は精製, 販売を行っている。

(注14) *Maghreb Digest* (July---Sept. 1967), p. 47.

(注15) *Maghreb Digest* (July---Sept. 1967), p. 47.

(注16) *Petroleum Press Service* (日本語版, 1967年9月号), 27ページ。

(注17) *Petroleum Press Service* (日本語版, 1968年12月号), 50ページ。

(注18) [CAREP] Cie, Algérienne de Recherche et d'Exploitation Pétrolières. 1956年6月設立。出資率, SNREPAL 36.8%, アルジェリア政府27.93%, B.R.P. 27.9%, 残余はフランス投資会社と民間資本。[CEP] Cie, d'Exploitation Pétrolière. 1944年3月設立。出資率, B.R.P. 51.5%, 残余はフランス投資会社。[CFP(A)] Cie, Française des Pétroles (Algérie). 1953年1月設立。出資率, CFP 85%, 金融会社15%。[COPEFA] Cie, des Pétroles France—Afrique. 1957年3月設立。出資率, B.R.P. 80.0%, 残余はフランス投資会社。

[CPA] Royal Dutch/Shell 65%, SOGERAP 24%, B.R.P. 2.9%, 残余はフランス投資会社。

[CREPS] Cie, de Recherches et d'Exploitation de Pétrole au Sahara. 1953年4月設立。出資率, Royal Dutch/shell 35%, B.R.P. 27.85%, SOGERAP 25.5%

%, 残余はフランス投資会社。

[EURAFREP] Ste. de Recherches et d'Exploitation de Pétrole. 1957年9月設立。出資率, フランス民間資本65.32%, 残余はフランス投資会社。

[PETROPAR] Ste. de Participations Pétrolières. 1957年12月設立。出資率, B.R.P. 86.67%, 残余はフランス民間投資とフランス投資会社。

[SNPA] Ste. Nationale des Pétrole d'Aquitaine. 1941年2月設立。出資率, B.R.P. 51.24%, CFP 5.79%, 残余はフランス民間投資とフランス投資会社。

[SNREPAL] Ste. Nationale de Recherche et d'Exploitation des Pétrole en Algérie. 1946年11月設立。出資率, SONATRACH 50%, SOFREPAL (フランス国営会社) 50%。

[SONATRACH] アルジェリア国営会社。1964年設立。SONAREM と同じ法人格を持つ。

[SODEFAL] B.R.P. 100% (1965年フランス, アルジェリア協定によって設立された共同事業——AS-COP——内のフランス側持分を代表するもの)。

このほかにイギリス, アメリカ, ドイツ系等の会社がある。

この注は「アルジェリア石油産業に国営会社の支配進む」, *Petroleum Press Service* (日本語版, 1968年12月号) による。なお同論文注に CEP と LOPEFA の持分はすべて PETROPAR に統合されたことが記されている。

(注19) *Marchés tropicaux et méditerranéens* (14 Juin 1969), p. 1669.

II 鉱業政策の特質

アルジェリアの鉱業に対する政策は, 国有化政策, 探査から販売までの自主性の確立という点で特色づけられている。次にこの国有化政策がどのような特質をもっているかについて, (1) 鉱業国有化の経済政策的意義, (2) 他の国の国有化との違い, (3) アルジェリアの農業部門との相違, (4) さらにアルジェリア社会主義との関連から多角的に考察してみたい。

鉱業国有化の直接的動機については, 前節で若干述べてきたが, 本節はむしろ理念的動機に重点

を置いている。またこの国有化は実地的な鉱業政策にも基づいていることを付言しておきたい。すなわち国有化によって、(1) 自国の天然資源の在庫調べをし、(2) 鉱業のもつ潜在力を顕在化し、(3) 生産の多様化をはかり、(4) 枯渇しそうな鉱床を再建させる、という目的をもっている。

さて国有化の多面的考察であるが、まず経済政策的な意義から考察してみよう。

1. 経済政策的意義

まずこの鉱業の国有化が、どのようにアルジェリアの経済政策と関連して意義があるかを述べよう。そしてこの経済政策的意義は7カ年計画(1967~73年)の中によく示されている。この計画の目的は、(1) 1972年までにすべての基幹産業分野における生産能力を整え、(2) 75年までには戦略物資を含む重工業製品の自給自足をはかり、(3) 結局的には基幹産業分野にかかわる財貨の全面的輸入禁止をはかることである。その前期(1967~69年)においては、石油、ガス等の天然資源の開発をよりどころにして鉄鋼、電力、セメント等重化学工業分野の開発を平行して行なうことを目的としている。特に石油、ガスの探査、開発さらに販売の促進、鉱産物の探査と商品化を促進することに重点をおいている。

この計画は、産業の各部門の水準を均質的に引き上げるのではなく、まず基幹産業分野の拡充を狙い、それをテコにして経済全体の水準を高めようとしていて、日本の傾斜生産政策に似ている。日本の場合は石炭と鉄の増産にすべての物質を集中し、それを軸として雪だるま式の生産拡大を行なったが、アルジェリアの場合は石油とガスが中心となっている^(註1)。

炭化水素は、経済開発のテコとしてまた開発の資金源として、その重要性がますます増してきて

いるが、国有化はこの意味で経済開発の基本的な手段となっており、特に炭化水素の国有化は、アルジェリアの傾斜生産方針の政策を促進する役割をもっている。

2. 鉱業国有化の性格

最初に国有化の意義について、フェイガンの説を紹介することから始めよう。かれは、国有化を資本主義的国有化(私的資本主義制度が発達し、資本家階級が国家権力をにぎっている状態の中の国有化)と社会主義的国有化(国家権力を獲得した労働者階級の手で行なわれる国有化)とに分け、前者をさらに、(1) 独占体に奉仕し、資本主義を強める国有化——イギリスの場合と、(2) 独占体の力を弱め、産業の近代化を労働者のヘゲモニーのもとで行なう民主主義的国有化とに分けている。そして国有化に関して、「産業の国家的所有というたんなる事実、けっして社会主義ではないし、社会主義であったこともない」^(註2)と述べ、国有化が必ずしも社会主義化と結びつくものでないことを指摘している。そして「国有化が真の社会主義的方策となるのは、政治権力が労働者階級の指導する人民の手中ににぎられたときだけである」^(註3)と論じている。

フェイガンの定義によると、イギリス、フランス両国が第2次大戦後に行なった鉱業、銀行の国有化は社会主義的国有化ではない。両国の国有化は、独占資本を直接または間接に支持する勢力が、急速な再建を必要とするネック部門、あるいは私的経営の手中におくと再建が不可能な部門を対象としており、フェイガンの言う資本主義的国有化である。フェイガン自身もイギリスの国有化について、それは労働党右派が、基本的には独占体に奉仕するものとして行なったものとの評価をしている^(註4)。

一方、社会主義的国有化として、ソ連、中国、東欧諸国の国有化があるが、ここではユーゴの例をみてみよう。それはユーゴは後年、国有化した農地、工業部門において「自主管理 (Autogestion)」制度を採用しているが、アルジェリアはユーゴのこの制度を導入したので^(注5)ユーゴの国有化を紹介しておこう。事実ベンベラ時代、アルジェリアが国有化した農地、企業に行なった自主管理制度を指導したのは、ユーゴ人であった。

ユーゴは第2次大戦中に強力な民族解放戦線を組織したが、国有化政策はこの時期より始まり、独・伊の資本をはじめ共和国内のいっさいの私企業、地下資源の国有化を行なった。

国有化は、(1) 国の経済的諸力のすべてを公平に使用すること、(2) 国家が経済生活を指導して全般的な計画経済を樹立すること、(3) 国民を搾取から解放すること、(4) 国民の基本的利益を擁護して勤労階級の福祉を増大すること、を目的としており^(注6)、社会主義化の手段として行なわれた。

この国有化の効果として、同国の経済復興は順調に進み、1947年の工業生産高は1937年の167%に達し、1945~46年のユーゴの予算の86.2%は国营企業および国家専売よりの収入であった。ユーゴの場合この国有化は外国資本から同国を解放したばかりでなく、戦後の経済復興に役だっている。アルジェリアはこの国の自主管理制度をとりいれているが、思想的にも同調しているかどうかは問題であろう。ユーゴとアルジェリアの比較については簡単に次の結論を述べるにとどめておこう。第1に、ユーゴがよく管理された共産党によって指導されていること、第2に、自主管理はアルジェリアと違って農村より工業部門に多く適用されていることである^(注7)。アルジェリアはFLNの一党独裁であるが、それは共産党ではなく、また

農民や労働者による自主管理は農業部門を中心としている。

この点にアルジェリアの鉱業政策と農業政策の相違がみられる。アルジェリアは農業部門を主として「社会有」、鉱業部門は「国有」としている。このように、鉱業部門が農業部門と異なった政策の下にあるのは、アルジェリアの鉱業政策の特色であるが、それは農業部門と鉱業部門の経済的重要性、地位の相違に基づいており、多額の投資を必要とし、また市場に対する国際的規制の強い鉱業部門(特に炭化水素)に対しては政府が直接管理する必要があるためと考えられる。

アルジェリアの鉱業国有化の性格は、資本主義諸国や社会主義諸国のそれとは異なった特色もっており、また鉱業政策は農業政策と異なった立場をとっている。しかし鉱業、農業両部門に対する基本政策すなわち両部門の国有化の性格は同一のものである。そこで、アルジェリアの国有化政策がどのような特有の理念をもっているかを次に考察してみよう。そしてそれをアルジェリア社会主義の特有性をさぐることによって明らかにしてみたい。

アルジェリア社会主義の性格は、エビアン協定締結後(独立の直前)のFLN大会で採択されたエビアン綱領(1962年5月)、アルジェリア憲法(1963年9月)、アルジェ憲章(1964年4月)に示されている。1965年のクーデターによって現行憲法は停止されているが、それはトリポリ綱領の法文化されたものであり、アルジェ憲章の基本にあるものこのトリポリ綱領である。

綱領は、その最後の第3部「人民民主主義革命の経済的社会的実現のために」の中で次のようにその路線を明らかにしている。

まず「アルジェリアを植民地主義と封建主義の

残滓から解放し、反帝、人民の基礎の上に構築すべき新社会の構造を決定するためには経済的、社会的、国際的な三つの分野でわれわれのとるべき方向を明確にしなくてはならない」と、アルジェリアの基本方向をその前文で定め、経済政策の理念を次のように明確にしている。

第1に、外国支配と自由経済に反対する立場を明らかにして、古典的自由経済の方法では社会の真の改革ができないこと、この方法では市場の無秩序状態をもたらし、帝国主義への従属を強めることになることを指摘し、さらに「国家収入と私的蓄積の貧しさ、利潤の大部分が外国に流出する事実、投機目的や商業利潤、高金利の貸付に用いられる民族資本、雇用されることのない労働力が形成する巨大な資源の損失、これらのものはすべて、わが国の経済の資本主義的発展のために障害となっている要因である」と述べ、外国資本によるアルジェリア経済の支配を許さないことを明言している。

第2に、経済権力の掌握を目標とした労働者の民主的参加計画のためとして、「労働者の参加を含む工業計画と国有化は、三つの主要な目標を達成するに不可欠な手段である。まず、フランスとの経済関係を変えて独占の圧力を除去すること、農村生活の構造を根本的に変革して国内の障害物を取り除くこと、人民の要求に応じて工業化をおしすすめること、以上のことこそわが国発展のための条件である」と、と国有化が行なわれる三つの理由を明記している。

この綱領の中には社会主義という名は明示されていないが、もともと独立前はあまり社会主義という言葉は使われていなかった。しかし憲法とアルジェ憲章がこのトリポリ綱領を受けて「社会主義社会」の建設を明記していることから、トリボ

リ綱領のこの規定も明らかに社会主義的政策を意図したものと考えられよう。

さらに綱領の規定を続けてみよう。同部の「国民経済の建設」の中で、人民民主主義の経済的課題として、次のように定めている。第1に、アルジェリアの人民民主主義革命はまず農業革命であるとして、その政策を具体的にあげ、第2に、基礎構造の発展として、輸送手段の国有化、道路・鉄道網の改善と完成などが課題とされ、第3に信用すなわち保険会社と銀行の国有化、さらに外国貿易の国有化が課題となっており、第4に鉱物資源とエネルギーの国有化、第5に工業化のために鉱業、採石業、セメント工業などを国有化することを課題としている。

この綱領の中にアルジェリア社会主義の性格が良く示されている。そして国有化はその手段として社会主義化と不可分の関係にあり、この国有化によってフランスに対する従属的關係を改善し、農村社会を改善し、工業化を推進しようとしている。

実際アルジェリアはこの路線を忠実に歩んできている。そしてアルジェ憲章が明記するように、アルジェリア経済は現在資本主義から社会主義への移行期にあつてこの二つの体制を併存させているが、憲章もまた国有化は社会主義化、工業化のために必要であることを明らかにしている。

アルジェリアの社会主義は、綱領が示すように、外国資本の排除にはじまって、国内の前近代的残滓の除去、さらに憲法が定めるようにイスラム社会主義社会の建設をも含む広範な実践と理念を内蔵するものである。

国有化はこのようなアルジェリア社会主義建設の一つの契機をなしている。アルジェリアはその内部にある前近代的、植民地的遺制の除去という

民主化の方法と同時に、経済の社会主義化を目的としているので、アルジェリアの国有化は前近代的体制と植民地的体制からの解放と同時に労働者階級の利益を守り社会主義への物質的基盤を整えるという意義をもっている。

したがって鉱業の国有化は、このようなアルジェリア社会主義の理念の中でその特質と役割を明確にしているといえよう。

(注1) 小林伸夫「長期開発計画の発足と諸外国の援助状況」(『中東通報』, 1968年12月), 23ページ。

(注2) H・フェイガン著, 佐藤昇訳『現代資本主義と国有化—社会主義への前進のために』(合同出版, 1961年), 26ページ。

(注3) H・フェイガン著, 26ページ。

(注4) H・フェイガン著, 56ページ。

(注5) Alain Marill, “Essais sur l'economie du l'Algérie nouvelle,” dans *L'Experience algérienne d'autogestion industrielle* (Paris, 1965), p. 201.

またユーゴの国有化の問題については、次のものを参照した。

沢田宇一郎「ユーゴスラヴィア社会主義経済」(『神戸外大論叢』, 17—4, 昭和41年8月)。

同「ユーゴ型社会主義経済とその問題点」(『国際経済』, 第18号, 1967年)。

(注6) 西沢富夫『国有化問題の研究』(世界評論社, 昭和23年), 57~58ページ。

(注7) Arslan Hambarci, “Algeria: A Revolution That Failed” (London, 1966), p. 118.

む す び

以上にわたって、アルジェリアにおける鉱業政策の国有化を中心として述べてきた。

鉱業は他の部門と異なって第1に、国家の支配が直接的 (SONAREM, SONATRACH を通して) で農業のような自主管理制度が中心でないこと、もともと、この自主管理制度は、政府の干渉を最小限に制限することを目的としていた。第2に、金属、非金属部門はほとんど国有化されたが、炭

化水素部門は外国会社が開発している部分が多い。しかし炭化水素に対してはもとより主権を有し、その探鉱、採油、精製部門において外国と協力体制をとっている。この中でSONATRACHがしだいに支配力を強め、探査部門では70年には全面積の4分の1、生産部門では約3分の1弱、輸送部門では8分の5を占めようとしている(注1)。第3に、鉱物の国有化はアルジェリア社会主義、工業化のために行なわれたものであり、この国有化はまた植民地的遺制の除去をも目的としている。この意味でアルジェリア社会主義の特殊性とともに、イギリス、フランスの資本主義的国有化、ユーゴ等の社会主義的国有化とことなつた特色をもち、脱植民地的国有化という性格をもっている。しかしたんに脱植民地的な面ばかりでなく、次の段階として社会主義化を目的とした国有化でもあることに特色があるといえよう。第4に、炭化水素を中心とする鉱業部門の国有化は、アルジェリアの経済政策である傾斜生産政策のテコとなっているものである。

これらの特質が、アルジェリアにおける鉱業国有化政策の性格を形成しているといえよう。

(注1) 政府発行のパンフレット “Hydrocarbons in Algeria” による。

(調査研究部)